

習志野市地域子育て支援拠点事業(きらっ子ルームやつ)運營業務委託事業者
公募選考委員会設置要綱(案)

(設置)

第1条 「習志野市第1次経営改革大綱」における公民連携の実施にあたり、習志野市地域子育て支援拠点事業(きらっ子ルームやつ)運營業務委託事業者(以下「事業者」という。)を公募により選考する場合において、その選考を公平かつ適正に行うため、習志野市地域子育て支援拠点事業(きらっ子ルームやつ)運營業務委託事業者公募選考委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(職務)

第2条 委員会の所掌事務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1)事業者の公募に係る募集要項及び選考基準に関すること。
- (2)事業者の選考に関すること。
- (3)前2号に掲げるもののほか、事業者の選考に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は7名以内で組織し、次に掲げる職にある者を充てる。

- (1)こども部長
- (2)こども部次長
- (3)こども政策課長
- (4)こども保育課長
- (5)児童育成課長
- (5)子育て支援課長
- (6)市立こども園の代表者

(任期)

第4条 委員の任期は、この要綱の施行日から事業者が決定される日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長はこども部長の職にある者を、副委員長はこども部次長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。

3 前項の規定に関わらず、委員長は、会議を開くいとまがないと認めるときは、委員に回議してこれに代えることができる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長がこれを決するところによる。

(資料提出の要求等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、子育て支援課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成31年4月 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、事業者が決定された日限り、その効力を失う。

(参考)習志野市地域子育て支援拠点事業(きらっ子ルームやつ)運営業務委託事業者
公募選考委員会委員名簿

	区分	補職名
1	委員長	こども部長
2	副委員長	こども部次長
3	委員	こども政策課長
4	委員	こども保育課長
5	委員	児童育成課長
6	委員	子育て支援課長
7	委員	市立こども園の代表者